

# 「オール日向祭」ロゴ募集要項

オール日向祭のロゴを以下により募集します。皆様からの御応募、お待ちしております。

## 1 応募資格・応募点数

- (1) 年齢、居住地、デザインの経験、受賞歴の有無等は問いません。
- (2) 募集要項に同意いただける方でアマチュアであれば、個人でも団体でも、どなたでも応募が可能です。ただしプロ（デザイン制作を生業としている方、団体）は除きます。（審査時に検索で調査をさせていただくことがあります）
- (3) 応募点数の制限はありません。

## 2 応募条件

応募条件は次のとおりとします。

- (1) 「地域と市民活動フェスタ オール日向祭」の文字が入っており、イメージが分かりやすく伝わるもの。
- (2) 子どもからお年寄りまで幅広い年代が広く認識できるもの。  
また、英語等多国言語を併記してもかまわないものとする。
- (3) 応募作品には、第三者が法令に基づく意匠権、商標権、著作権等の権利を有している著作物を利用しないこと。権利侵害の損害賠償等が提起された場合、オール日向祭実行委員会および日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会「さんびあ」（以下、当協議会）は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、必要に応じて作品に変更・修正を加えたり単色やモノクロで使用したりする場合がある。
- (5) 採用作品の応募者は、採用と同時に当協議会に対して当該作品の著作権を無償譲渡するものとし、その一切の権利はオール日向祭実行委員会およびさんびあに帰属するものとする。
- (6) 応募作品は、応募者自身の未発表のものに限る。
- (7) 応募作品は返却しない。

## 3 提出内容および提出方法

### (1) 提出内容

#### ① ロゴデザイン

- ・手書きの場合ははがきサイズ～A4の大きさまでとします。
- ・電子データの場合は、データ容量が10MBを超えないこと。

JPEG またはPDF ファイルで提出してください。様式は任意とします。

#### ② デザインの趣旨（解説・考え方を200字以内で記述してください。ただし、氏名等応

募者が特定できる情報は、ここに含めないでください。)

- ③ 氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス（採用作品については、制作者の氏名、住所（都道府県・市町村名まで）および②の趣旨説明（解説）は公表します。）

(2) 参考資料

使用したOS、アプリケーションの名称およびバージョン、使用したデータの仕様等を記載し、参考資料として添付してください。（手描きの場合は不要。）

(3) 提出期限

2024年（令和6年）5月31日（金）17時（必着）

(4) 提出方法・提出先

「さんぴあ」事務局宛に御応募ください。

① 電子メールの場合

- ・ 応募先のアドレス：sunpia\_k@yahoo.co.jp
- ・ 件名を「ロゴ応募」とすること。

② 郵送・持参の場合

- ・ 作品を折り曲げないように留意し、封筒に「ロゴ応募」と明記すること。
- ・ 〒883-0046 宮崎県日向市中町1-31日向市文化交流センター小ホール棟2F

「さんぴあ」事務局宛

（持参受付時間：水曜日を除く9時～17時）

- ・ TEL：0982-50-0300

- (5) 作品は描画ソフト（種類は問いません）により作成したもの以外に手描き作品でも可。

#### 4 審査について

- (1) 審査は、5「審査に当たり考慮する項目」により、デザインの専門家、協議会役員等の意見を踏まえて採用作品を決定します。

- (2) 選考経過については、非公開とします。選考過程の問合せには、対応できかねます。

- (3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。

- ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
- ② 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
- ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
- ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- ⑤ 採用後であっても、①～④の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、当協議会では負いかねますので、御留意ください。

#### 5 審査に当たり考慮する項目

次の5項目について審査します。

- (1) 視認性：チラシの他、のぼり旗、Tシャツなど様々なものに使用する可能性もあるため、大人から子どもまで幅広く好感をもたれ、分かりやすいもの。
- (2) 象徴性：「オール日向祭」の象徴となること。
- (3) 審美性：デザインとして優れていること。
- (4) 展開性：さまざまな媒体で展開可能であること。
- (5) 再現性：カラーだけでなくモノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと。

## 6 結果発表について

令和6年7月中旬頃に採用者に直接通知します。また、さんびあのホームページ等で発表します。ただし、選考の都合上、発表時期が変更になる場合があります。

なお、不採用者への通知は行いません。

## 7 賞金等

採用者には、10万円および表彰状を授与します。

※受賞者が未成年の場合、賞金・商品授与の際、保護者の方の承諾を必要とします。

## 8 注意事項

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いいたします。

### (1) 応募作品の知的財産権等について

- ① 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を当協議会に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を当協議会およびその指定する者に対して行使しません。
- ② 応募作品に関する知的財産権その他一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ③ 全ての応募作品について、当協議会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等において無償でこれを使用できるものとします。
- ④ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約します。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する場合があります。

### (2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、3の(1)の③に記載のとおり、採用者の氏名、住所（都道府県・市町村名）と作品の趣旨（解説）については、公表します。

(3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいは他の書体等との組み合わせなど、ロゴマークの修正をお願いし、完成版とすることがあります。また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

(4) 採用作品の制作者について

採用作品の制作者には、「オール日向祭」の広報活動等への協力をお願いすることがあります。

(5) その他留意事項

- ① 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない、郵送物が届かない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。
- ② 当協議会は、応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合がありますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で御対応ください。
- ③ 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ④ グループでの応募の場合、応募作品の創作に関わった方全員が、本要項を承諾の上、全員の氏名を添えて応募するものとします。応募時に記載したメンバー以外の方が創作に関わったことや、メンバーの一部が募集要項に承諾していないことが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ⑤ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、当協議会の判断により変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- ⑥ 募集要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募に関して紛争が生じた場合には、宮崎地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- ⑦ 本要項に取り決めのない事項については、当協議会の判断により決定します。